

令和8年加賀市農業委員会 年次総会・第1回定例総会

令和8年1月26日(月)

年次総会 開会 (午後1時30分)

事務局 (中田局長)	ご多用の中、ご参集いただきありがとうございます。只今より令和8年加賀市農業委員会年次総会を開催いたします。
中村会長	開会に先立ち、中村会長が皆様に新年のご挨拶を申し上げます。 (挨拶)
事務局 (中田局長)	それでは年次総会に入ります。 本日は、農業委員の現委員14名全員の出席をいただいております、本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、12名のうち9名の出席を頂いております。 それでは、中村会長、議事進行をお願いいたします。

議事録署名員の指名

議長 (中村会長)	まず初めに、議事録署名員の指名をいたします。 8番 前野委員、9番 永田委員を指名します。
-----------	--

報告第1号 令和7年 加賀市農業委員会事業報告

議長 (中村会長)	それでは、報告第1号 令和7年加賀市農業委員会事業報告について、事務局から報告してください。
事務局 (中田局長)	(令和7年 加賀市農業委員会事業 報告)
議長 (中村会長)	只今の報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。 (意見、質問なし)
議長 (中村会長)	ご意見、ご質問等がなければ、終わります。

議案第1号 令和8年加賀市農業委員会事業計画

議長 (中村会長)	次に、議案第1号 令和8年加賀市農業委員会事業計画について、事務局から説明してください。
事務局 (中田局長)	(令和8年 加賀市農業委員会事業計画 説明)

は3件です。

整理番号1番、[]の譲受人が町内の農地を取得するものです。申請農地にはビニールハウスが建っており、譲受人が水稻育苗のため購入したいと申し出があったものです。農地取得後は、育苗用ハウスとして使用する予定です。

整理番号2番、[]の譲受人が町内の農地を取得するものです。譲渡人は市外に在住しており現在農業をしておりません。譲渡人より依頼された譲受人が農地の維持管理を行っている状態です。今回譲渡人より農地を譲渡したいという要望があり、地元の農地維持管理のため売買で申請農地を取得するものです。取得後も継続し水稻を耕作する予定です。

整理番号3番、[]の譲受人が町内の農地を取得するものです。譲渡人は知人である譲受人へ農地を譲渡したいと要望がありました。譲受人は[]に住んでいますが、[]に以前在住しており農業を行いたい意思があるため、売買で申請農地を取得するものです。譲受人は高齢ですが、同居の娘も農業を営んでおり親子で水稻を耕作する予定です。

以上、これら案件は資料2の調査書の通り農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長（中村会長）

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

（意見、質問なし）

議長（中村会長）

ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議長（中村会長）

賛成多数により、適切と認めます。

議案第2号 農地転用許可後の事業計画変更申請について

議長（中村会長）

次に、議案 第2号農地転用許可後の事業計画変更申請について事前に現地確認調査を行っていますので、新保委員から報告をお願いします。

新保委員

それでは、報告します。

整理番号1番は、既に工場が建設されている追認案件です。隣地境界は擁壁で囲まれておりますので、土砂の流出は問題ありません。また、工場排水は合併浄化槽で処理し雨水と共に道路側溝に流しております。周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。

議長（中村会長）

それでは、事務局から説明してください。

事務局（中田局長）

1番は [REDACTED] にあり、田 657 m²、転用目的は工場建設です。議案第50号の1番と同じ案件ですので併せて説明いたします。

こちらは、既に工場が建っている追認案件です。令和4年9月に貸駐車場及び貸倉庫建設を目的とした5条許可を得ましたが、会社の経営方針が変更となり、数年間申請地を放置しておりました。その後、経営が好調となり工場を増設しました。工場として転用許可は受けておりませんので違反転用となります。申請者に直接経緯を確認したところ、農地法の趣旨を正確に理解しておらず、この事態を深く受け止め謝罪をしております。以上のことを踏まえ県と協議した結果、悪質性はないと判断し事業計画変更申請で処理することとなりました。申請者から始末書が提出されています。以上が経緯であります。

申請地は、農地の拡がりか 10ha 未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、既存施設の面積 1/2 以内の拡張であるため、許可相当に該当するものと考えます。

説明は以上です。

議長（中村会長）

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

（意見、質問なし）

議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案 第 2 号農地転用許可後の事業計画変更申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長（中村会長）	賛成多数により、適切と認めます。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請

議長（中村会長）	次に、議案 第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、新保委員から報告をお願いします。
新保委員	<p>それでは、報告します。</p> <p>整理番号 1 番は、先ほどの議案第 2 号で説明した案件ですので省略いたします。</p> <p>整理番号 2 番の転用目的は貸駐車場建設です。隣地境界には擁壁はありませんが、法面を緩やかにし周辺の農地に砂利が流出しないよう配慮する予定であります。また、砂利舗装であるため雨水は地面に浸透させる計画であります。</p> <p>整理番号 3 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界と農地の高さが同じであることから、土砂の流出はないと考えます。また、生活排水は浄化槽で処理し雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>以上 3 件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p>
議長（中村会長）	それでは、事務局から説明してください。
事務局（中田局長）	<p>1 番は議案第 2 号で説明した通りとなりますので省略いたします。</p> <p>2 番は [] にあり、田 354 m²、転用目的は貸駐車場建設です。譲受人は隣地で経営している運送会社の駐車場が手狭となったため、申請地を購入して会社へ貸し出すものです。申請地は、農地の拡がりか 10ha 以上の農地の一部であることから第 1 種農地と</p>

	<p>判断されますが、既存施設の面積 1/2 以内の拡張であるため、許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>3 番は [] にあり、畑 218 m²、転用目的は自己住宅建設です。写真赤枠は農地、オレンジ枠は雑種地となっており、この 2 筆を使って自己住宅を建設する予定です。譲受人は市内でアパート暮らしをしていますが、子育てや将来の両親の介護などを考慮し、実家近くの申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、農地の拡がりが 10ha 未満の農地の一部であることから第 2 種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>議長（中村会長） 只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>議長（中村会長） ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案 第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）</p> <p>議長（中村会長） 全会一致により、適切と認めます。</p>
議案第 4 号 非農地証明願について	
<p>議長（中村会長）</p> <p>新保委員</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（中田局長）</p>	<p>次に、議案 第 4 号 非農地証明願について、事前に現地確認調査を行っておりますので、新保委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは、報告します。</p> <p>整理番号 1 番の現地を確認したところ、昭和 30 年代に建設された住宅が建っておりますが、農業委員会の規定により非農地証明で問題ないと判断いたしました。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>議長（中村会長） それでは、事務局から説明してください。</p> <p>事務局（中田局長） 整理番号 1 番は、 [] にあり、畑、1,286 m²です。申請</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>地には昭和 30 年代に建設された一般住宅が建っています。本来ならば追認案件として 5 条申請を出してもらおう案件ですが、建設から 30 年以上経過した住宅であることから、本市の農業委員会の規定に伴い非農地証明願で対応するものであります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第 4 号 非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
---	---

報告第 1 号農地貸借の合意解約について

<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（西出）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、報告第 1 号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。</p> <p>加賀市 より農地貸借の合意解約の届出がありましたので報告いたします。</p> <p>今月はこの 1 件、地目は田 7 筆 19,135 m²の届け出です。この案件は中間管理機構を経由した 10 年間の契約ですが、この度耕作者の都合により合意解約書が提出されたものです。また、公益財団法人いしかわ農業支援機構においても同意印を今月中にいただく予定となっています。</p> <p>以上、この件について解約条件は無く、土地の引き渡しについても問題が無く適当と考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、終わります。</p>
--	---

報告第2号 農地利用最適化活動（旧1・1・1運動）について

議長（中村会長） 次に、報告第2号 農地利用最適化活動について報告のある方は拳手をお願いします。

（報告なし）

議長（中村会長） その他事務連絡については、事務局から報告してください。

事務連絡

事務局（西出） その他資料（資料3）当面の日程のみを説明
（活動実績等を報告）

議長（中村会長） ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして、令和8年第1回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。

定例総会 閉会（午後2時56分）